

○海上自衛隊の隊員の身体歴に関する達

昭和39年10月26日

海上自衛隊達第50号

改正 昭和45年7月1日 海上自衛隊達第40号〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

昭和46年11月12日 海上自衛隊達第66号〔第1次改正〕

昭和55年3月15日 海上自衛隊達第7号〔第2次改正〕

昭和60年12月21日 海上自衛隊達第28号〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

昭和61年8月5日 海上自衛隊達第13号〔第3次改正〕

平成6年10月6日 海上自衛隊達第26号〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第14号〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第8条による改正〕

平成22年7月1日 海上自衛隊達第20号〔第4次改正〕

自衛官及び防衛大学校の学生の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第8条及び航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）第10条の規定に基づき、並びに防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第2章の規定を実施するため、海上自衛隊の隊員の身体歴に関する達を次のように定める。

海上自衛隊の隊員の身体歴に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊の隊員（以下「隊員」という。）の身体歴の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（構成等）

第2条 身体歴は、海上自衛隊の健康管理記録、身体検査記録及び診療記録等の名称及び様式等に関する達（昭和39年海上自衛隊達第44号）第2条に規定する健康管理記録及び第3条に規定する身体検査記録をもつて構成する。

2 身体歴を構成する記録の用紙の使用基準等は、次の表に定めるところによる。

番号	記録の用紙	使用基準等
1	身体歴綴	隊員ごとに作成する。
2	健康診断表	定期健康診断及び臨時健康診断を実施したとき、その結果を

		記録する。
3	歯科検診表	歯科検診を実施したとき、その結果を記録する。
4	胃検診表	胃検診を実施したとき、その結果を記録する。
5	循環器・肝臓検診表	循環器検診及び肝臓検診を実施したとき、その結果を記録する。
6	潜水艦乗員・潜水員 健康診断表	次の場合において健康診断を実施したとき、その結果を記録する。 1 潜水艦乗員及び潜水員の選抜時並びにこれらの課程学生の選抜時及び入校時 2 潜水艦脱出訓練時 3 潜水時
7	特別健康診断表	特別健康診断を実施したとき、その結果を記録する。
8	ミサイル艇乗組員等 特別健康診断表	ミサイル艇乗組員及び海曹士専修科小型船舶運航課程の教官の特別健康診断を実施したとき、その結果を記録する。
9	聴力検査表台紙 聴力検査表	オーディオメーターによる聴力検査を実施したとき、その結果を聴力検査表に記録し、聴力検査表台紙にはり付ける。
10	視野検査表台紙 視野検査表	視野検査を実施したとき、その結果を視野検査表に記録し、視野検査表台紙にはり付ける。
11	航空身体検査表 航空身体検査表付表	航空身体検査を実施したとき、その結果を記録する。ただし、検査甲以外の航空身体検査時においては、既往歴及び家族歴調査表の記録を省略することができる。

	既往歴及び家族歴調査表	
12	海上自衛隊採用時身体検査表	採用時の身体検査(航空学生の身体検査を除く。)を実施したとき、その結果を記録する。
13	体力検査表	体力測定及び体重測定を実施したとき、その結果を記録する。
14	免疫表	予防接種を実施したとき、その結果を記録する。
15	病歴表	次の療養を受けた場合に、その病歴を記録する。 1 入院(入室を含む。) 2 帰郷療養 3 30日以上にわたる通院治療

(作成等)

第3条 健康管理者(海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達(昭和43年海上自衛隊達第30号)第2条に規定する健康管理者をいう。以下同じ。)は、隊員が採用され、部隊等に所属することとなったときは、速やかに当該隊員の身体歴を作成するものとする。

2 身体歴綴には、前条第1項に規定する諸記録を作成の都度、同条第2項に規定する番号順につづるものとする。

(記載要領)

第4条 身体歴の記載要領は、別に定める。

(整備保管責任者)

第5条 身体歴の整備保管責任者(以下「身体歴保管者」という。)は、隊員の所属する健康管理者が指定した者とする。ただし、臨時勤務、派遣勤務又は入校(教育入隊を含む。)中の隊員については、臨時勤務、派遣勤務又は入校先の長の指定する者とする。

(保管上の留意事項)

第6条 身体歴は「注意」とし、個人の秘密を保護するため、ファイリングキャビネット等の施錠できる安全な場所に保管しなければならない。

2 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第76条第1項又は第77条の規定により、艦船が出動を命ぜられ又は出動待機命令を発せられたときは、当該艦船の身体歴保管者は、その保

管に係る身体歴を、当該艦船の在籍する地方総監部の地方総監の指定する陸上施設に保管するものとする。

(移管)

第7条 異動等のため身体歴保管者が替わることとなつた場合には、当該身体歴を整備して新たな身体歴保管者に移管しなければならない。

(再製)

第8条 身体歴の全部又は一部を亡失若しくは汚損した場合には、身体歴保管者は、当該隊員の人事記録その他の資料に基づいて、亡失し、若しくは汚損した身体歴の全部又は一部を再製しなければならない。

(離職者の身体歴の処置)

第9条 隊員が離職(失職、免職、退職をいう。)した場合には、身体歴保管者は、当該身体歴を整備して、速やかに次項に規定する保管者に移管しなければならない。

2 離職者の身体歴は、次の各号に掲げる身体歴について、それぞれ当該各号に定める者が保管するものとする。

(1) 幹部自衛官の身体歴 海上幕僚長の指定する者

(2) 准海尉以下の自衛官及び自衛官候補生の身体歴 当該地方総監の指定する者

(3) 2級(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表に掲げる行政職俸給表(一)の2級及びこれに対応する各俸給表の職務の級をいう。次号の1級についてもこの例による。)以上の事務官等の身体歴 海上幕僚長の指定する者

(4) 1級の事務官等の身体歴 海上幕僚長又は当該地方総監の指定する者

附 則

1 この達は、昭和39年10月26日から施行する。

2 この達の施行の際、現に作成されている身体歴は、この達により作成された身体歴とみなす。

附 則〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第10条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この達(前項ただし書の改正規定を除く。)による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成6年10月14日から施行する。

附 則〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成22年7月1日から施行する。